

## 発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2020年5月28日
- 【発行者の名称】 株式会社ひかりホールディングス  
(Hikari Holdings Co., Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 倉地 猛
- 【本店の所在の場所】 岐阜県多治見市笠原町1223番地の14
- 【電話番号】 (0572)56-1212 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 管理部長 丹羽 直樹
- 【担当 J-Adviser の名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社ひかりホールディングス  
<https://h-holdings.jp/>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
  - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
  - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関

する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自 2017年9月1日 至 2018年2月28日	自 2018年9月1日 至 2019年2月28日	自 2019年9月1日 至 2020年2月29日	自 2017年9月1日 至 2018年8月31日	自 2018年9月1日 至 2019年8月31日
売上高 (千円)	839,571	909,956	1,369,900	1,681,480	2,180,815
経常利益又は経常損失(△) (千円)	31,388	7,174	62,835	△6,739	25,731
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	15,435	19,412	57,814	△52,713	22,432
中間包括利益又は包括利益 (千円)	15,435	19,412	55,577	△52,493	22,914
純資産額 (千円)	202,876	154,140	222,517	134,727	157,422
総資産額 (千円)	968,499	1,632,734	1,949,482	878,400	1,538,211
1株当たり純資産額 (円)	706.91	578.38	802.30	503.91	590.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	63.92	74.46	221.77	△211.32	86.05
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.6	9.2	10.7	15.0	10.0
自己資本利益率 (%)	8.7	13.8	31.8	—	15.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	51,970	△36,840	△13,255	15,240	81,871
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	26,095	△176,344	△26,042	5,119	△325,921
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	803	298,602	33,196	△16,386	195,752
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	438,920	449,440	309,614	364,027	315,716
従業員数 (人)	82	102	115	86	110
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(11)	(8)	(9)	(10)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益について、第3期は1株当たり当期純損失であるため、第3期中、第4期中、第4期及び第5期中は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注3) 自己資本利益率について、第3期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(注4) 株価収益率について、第3期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため、第3期中、第4期中、第4期及び第5期中は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

(注5) 1株当たり配当額及び配当性向について、配当を行っていないため記載しておりません。

(注6) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。

(注7) 2017年12月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

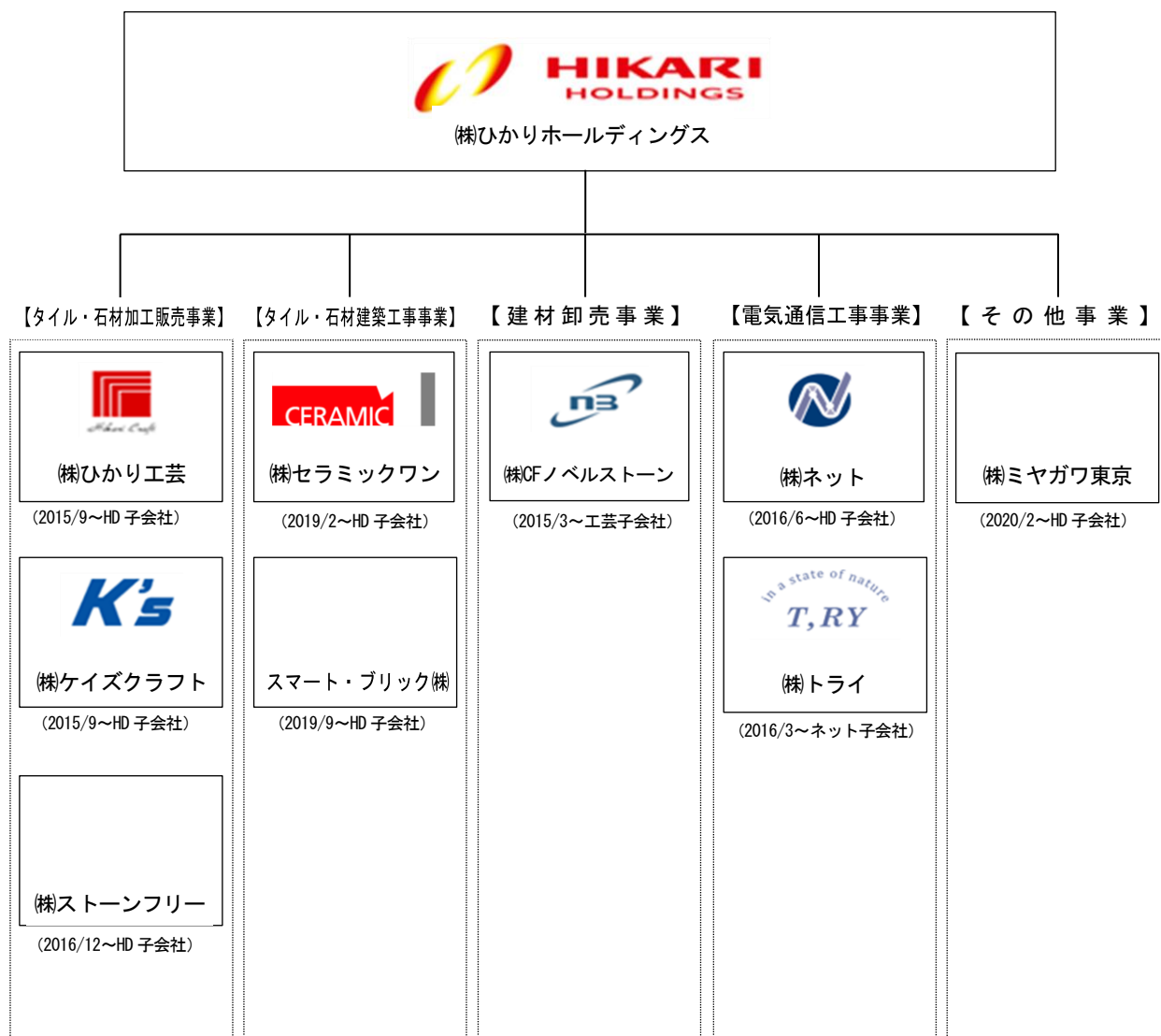
## 2【事業の内容】

当社グループは、当社(株)ひかりHD)及び子会社7社(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)ネット、(株)ストーンフリー、(株)セラミックワン、スマート・ブリック(株)及び(株)ミヤガワ東京)、(株)ひかり工芸の子会社である(株)CFノベルストーン(※)、及び(株)ネットの子会社である(株)トライにより構成されております。当中間連結会計期間において、スマート・ブリック(株)及び(株)ミヤガワ東京の2社を連結子会社化しております。

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、純粋持株会社として当社グループ全社の経営戦略の立案・実行及び経営管理を行うとともに、グループ各社に対して営業・品質管理・経営管理・労務管理といった機能ごとの支援及び統括を行っております。

(※ 2019年10月に、旧社名(株)ノベルストーンジャパン)より社名を変更しております。)

<当中間連結会計期間末現在のグループの状況>



(注) HD: ひかりホールディングス、工芸: ひかり工芸

当社グループは、タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売を行う「タイル・石材加工販売事業」、タイル・石材を中心とした内装・外装工事の施工を行う「タイル・石材建築工事業」、エクステリア関連商材の輸入仕入販売等を行う「建材卸売事業」、電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理を行う「電気通信工事業」、建築写真の撮影を行う「建築写真撮影業」とグループ会社ごとに別の事業を行う多角化経営をグループ戦略としております。各事業はそれぞれが別の業界ではありますが、当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築しております。セグメントとの関連は次の通りであります。

セグメント	名称	事業内容と特徴
タイル・石材加工販売事業	(株)ひかり工芸 (岐阜県多治見市笠原町2841番地)	1969年（昭和44年）創業のタイル・石材加工販売事業における中核企業です。多治見市内3カ所の工場においてタイル・石材を加工・販売しています。主要製品は内装用の大型タイル（床タイル）であり、主に中部圏・関東圏に所在する建材問屋、建材メーカー等に販売しています。 ・第1工場：岐阜県多治見市笠原町2841番地 ・第2工場：岐阜県多治見市笠原町字地藏下4282番地 ・第3工場：岐阜県多治見市笠原町字向島2435番地
	(株)ケイズクラフト (岐阜県多治見市笠原町3910番地)	多治見市においてタイル・石材を加工・販売しています。主要製品は外装用の小型タイル（壁タイル）です。関西圏に所在する建材問屋、建材メーカー、建材商社等に販売しています。 ・第1工場：岐阜県多治見市笠原町3910番地
	(株)ストーンフリー (岐阜県多治見市笠原町2435番地)	(株)ひかり工芸からの委託に対応し、タイル・石材をユニット化する作業を請け負っています。特に、色・形・使用場所などお客様が求めるイメージに合わせたデザイン加工を得意としています。
タイル・石材建築工事業	(株)セラミックワン (横浜市戸塚区上倉田町445-2)	主に建設元請業者から工事を受注し、タイル工事全般を施工しています。主な施工対象はビル及びマンションです。技術・工程・安全のすべてにおいて顧客満足度を得られる会社を目指しています。
	スマート・ブリック(株) (東京都大田区大森南4-6-15)	壁用レンガの輸入・販売・施工業を営んでおり、一般個人住宅等の施工業務を中心に行っております。中でも「スマートブリック・ウォール」は新世代のレンガ外壁システムであり、特許を取得した工法により、安定した施工品質と高い作業能率を実現しております。
建材卸売事業	(株)CFノベルストーン (岐阜県多治見市生田町4-46)	世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな商品を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しています。当初は中国、韓国からの輸入が中心でしたが、最近ではポルトガル、スペイン、イタリア、トルコなど世界中から輸入を行っており、建材問屋、建材メーカー等に販売しています。 ・本社・生田倉庫：岐阜県多治見市生田町4-46 ・東京営業所：東京都大田区大森北1-1-5
電気通信工事業	(株)ネット (愛知県春日井市高蔵寺町2-103)	移動体通信に係るシステムの保守及びメンテナンスを主たる目的として2006年6月に設立しました。電気ケーブル工事、保守、LANケーブルの構築、モバイルネットワークやWi-Fiシステムなど、多様化する多機能端末の普及に伴い、工事から保守まで一貫したサービスを提供し、大手通信キャリアから直接工事を受託しサービスを提供しております。 ・横浜営業所：横浜市神奈川区沢渡6 ・静岡営業所：静岡市駿河区宮竹1-17-24 ・福岡営業所：福岡県糟屋郡粕屋町長者原西2-2-17
	(株)トライ (愛知県春日井市南下原町4丁目)	電気通信工事を主たる目的として1991年1月に設立し、情報通信設備工事、システム設計・施工・保守・点検などを行っております。2016年3月に(株)ネットが株式を取得し連結子会社化しました。現在、本社がある愛知県を中心に、広島県にも営業所を設け、中部圏だけではなく、岡山・広島エリアも

		商圏として活動しております。また、ITベンダーや無線機メーカーなどから一次請けとして工事を受託しサービスを提供しております。
その他	(株)ミヤガワ東京 (東京都中央区八丁堀2-8-2)	最新のプロ機材と豊富な実務実績に基づき、建造物の姿を美しく鮮やかに再現する建築写真撮影業を主として行っております。

<タイル・石材加工販売事業> (株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)ストーンフリー

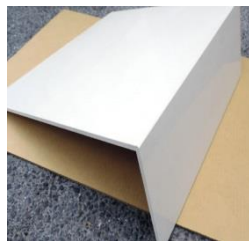
(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)ストーンフリーが所在する岐阜県多治見市笠原町は日本屈指のタイル生産地であり、厳しい競争環境の中で技術力を磨いてきました。

タイルとは、表面に釉薬を施し、摂氏1,200度の窯で焼くセラミック材であり、外装材として半永久的に色褪せせず、美しい外観を長持ちさせることができ、また床材としても硬度が高く、重歩行でも摩耗しにくい素材です。さらに、最近ではデザイン性が向上し、様々な商業施設や一般住宅などで幅広く使用されており、建物の価値を向上させる素材としての評価も高まりつつあります。

石材とは、建築用の材料として利用される天然の岩石です。色、模様、質感、耐久性など用途に応じた岩石が用いられ、一般的に内装向けは大理石、外装向けは御影石を加工して使用します。



【3D貼りあげ加工】



【大判鈍角曲り加工】



【大判トメ加工仕上げ】



かまち  
【 框 】

(1) (株)ひかり工芸

タイル・石材の用途には、主に『床タイル』と『壁タイル』があります。

タイル・石材加工販売事業（以下「当事業」）における(株)ひかり工芸の位置付けは、主に『床タイル』の加工及び販売です。『床タイル』には大判タイルを使用することが多く、主に内装に使われます。近年、建築意匠においてより多様なデザインを求められた結果、大判サイズの取扱いニーズが高まってきております。これまでの実績としても、100角タイル、300角タイル、600角タイルのユニット貼りから、300×600、3,000×1,500のパターン貼りなど年々大判サイズの取扱いが増えるとともに、商品の種類も多様化してきてお



【建築用石材加工（内装）】



【大判カット機】



【カット加工】

ります。これらの市場ニーズに応えるため、3,000mmまでの大判カット加工、床タイルのミリ単位での寸法精度のカット加工、パターン張りに対応する加工、100角45角等小



【ウォータージェットカッター】

さいサイズの紙貼り・ユニット貼りなどの機械設備を導入し、あらゆるニーズに迅速に応える体制を整えております。なお、(株)ひかり工芸では、2018年12月にキッチン天板や、住宅の壁用大型石材の加工を自社で対応するため、大型の石材加工が出来るウォータージェットカッターを導入しております。



### (2) ㈱ケイズクラフト

当事業における㈱ケイズクラフトの位置付けは、主に『壁タイル』の加工及び販売であります。『壁タイル』には小判タイルを使用することが多く、主に外装に使われます。『壁タイル』は、従来品の45二丁タイルから4丁タイル、ボーダータイルの90度曲り、マグサ、鈍角曲りなどはもちろんのこと、石材ピースのカット溝入れ、紙貼り、ネット貼り、石面・山形タイルの曲り、トメ加工に加え、最新の技術として、コバ面の焼付塗装加工があります。今までタイルの分野では、表面に釉薬のかかったタイルの場合、コバ面と同色ではないために目線に入る場所での施釉タイルの壁施工は敬遠されがちでしたが、コバ焼付塗装技術により様々なデザインタイルの壁使用の可能性が広がってきております。



【建築用石材加工（外装）】

### (3) ㈱ストーンフリー

当事業における㈱ストーンフリーの位置付けは、㈱ひかり工芸からの受託により、主に小判タイル『壁タイル』・石材をユニット化する作業を請け負うこととなります。なお、タイル加工技術は接着焼物加工（複数のタイルを平物素材から削って接着）と一端成型焼物加工（プレス）に大別されます。



【トメ加工機】



【乾燥焼付機】

当社グループはより用途の広い接着焼物加工を主流としており、原価低減、加工時間圧縮が可能となるため、「安く、早く納品する」ことを可能としています。また、接着焼物加工は様々な角度・形状に加工できるという特性を持ちながら、一端成型焼物加工に劣らない品質と強度を実現しております。



【小判タイルイメージ図】

### <タイル・石材建築工事業>（㈱セラミックワン、スマート・ブリック株）

㈱セラミックワンは、主に建設元請業者から工事を受注し、タイル工事全般を施工しています。主な施工対象はビル及びマンションです。技術・工程・安全のすべてにおいて顧客満足度を得られる会社を目指しており、品質管理面では「剥離・剥落ゼロ」を最重要課題として自主管理に努め、また、安全面では労働災害防止のため、専門部署を設けて社員・技能工の安全意識向上を図っています。さらに、IT活用等によって各現場の情報を共有し、迅速な顧客対応を可能とする体制を構築しています。

スマート・ブリック株は、壁用レンガの輸入・販売・施工業を営んでおり、一般個人住宅等の施工業務を中心に行っております。中でも「スマートブリック・ウォール」は新世代のレンガ外壁システムであり、特許を取得した工法により、安定した施工品質と高い作業能率を実現しております。スマートブリック・ウォールは使用材料がシンプルで、切断・取付などの現場作業が簡単であるため、作業効率が高く、施工者の習熟が早い等のメリットが生まれ、結果的に類似工法と比べて価格競争力が高くなっております。また、スマートブリック・ウォールで使用するレンガ留付金具として、一般的な乾式工法で 사용되는亜鉛メッキ鋼板やガルバリウム鋼板より更に性能が高い「高耐久メッキ鋼板」（商品名「ZAM」）を使用しています。この金具とレンガにより、強い太陽光や様々な気候・災害から建物を半永久的に守り続けることができます。

#### <建材卸売事業> (株CFノベルストーン)

(株CFノベルストーンは、ブリック&ストーン (レンガ)・タイル・モザイク等の輸入建材の販売・輸入代行・倉庫管理を行なっております。

タイルは外装材・内装材として付加価値が高い素材ですが、広く一般に普及するにはコスト面が課題と考えております。そこで、(株CFノベルストーンでは世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな物を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しております。また、タイル商社やタイルメーカーからの物流管理業務の請負により、輸入商材の保管、加工、出荷料収入を安定的に得ることができ、受注から加工・出荷までのリードタイムの短縮化も実現しております。

#### <電気通信工事業> (株ネット、株トライ)

当社グループにおける電気通信工事業は、(株ネット、株トライ (以下「両社」) が担っており、主に以下の事業を行なっております。

- ・情報通信設備に係るシステム設計・施工・保守・点検、ネットワーク設計・施工
- ・伝送装置調整・設置 (光伝送)
- ・各移動体通信事業者向け無線機器調整・保守・走行試験・解析業務
- ・各種工事 (電気設備工事、消防無線設備工事)

上記の事業は3つの業務形態で提供しております。

##### ①設備工事請負業務：

情報通信設備の設計・施工を請け負います。両社は設立以降、約100件の設計・施工請負実績を有しております。また、鉄塔の光工事化として地線部の光ファイバを敷設する光通信網の構築工事も行なっております。

##### ②人材派遣業務：

専門技能を有する自社の技術者をクライアントに派遣し、工事のサポートや構内請負を行います。当中間連結会計期間末現在、大手通信事業者を始めとするクライアント各社に40人以上の自社技術者を派遣しております。クライアントの情報通信工事の中核を担うことで営業力・技術力を蓄積しております。

##### ③フィールドサポート業務：

全国各地の情報通信設備の保守業務を請け負っており、年間約1,500件の設備の保守・点検を行なっております。今後、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fi、さらに5Gなどのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備・拡充が進むことで、移動体通信設備は更なる成長分野と見込んで両社でも取り組んでおります。



【情報通信設備工事】

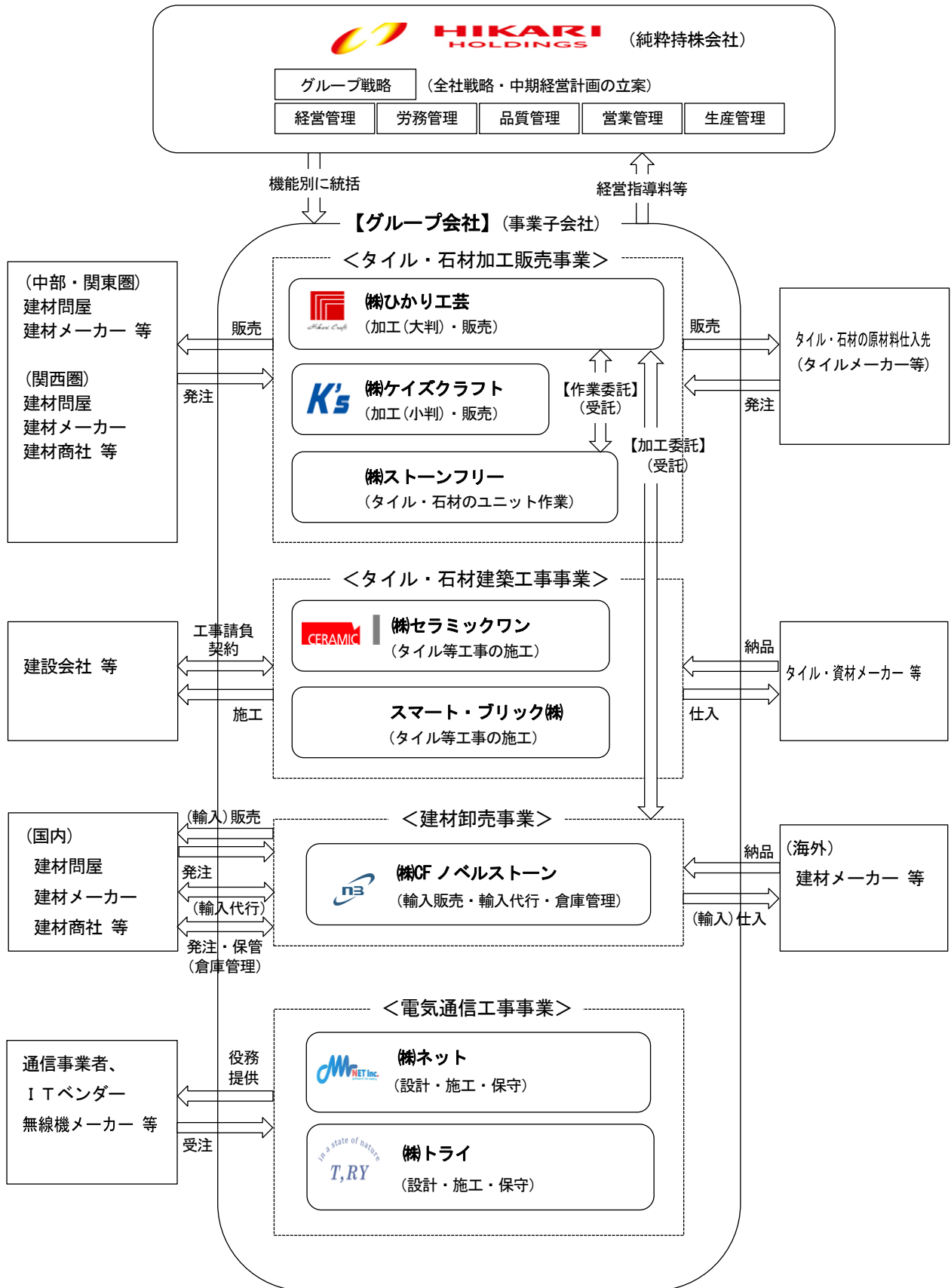


【システム設備工事】



(事業系統図)

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



### 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、スマート・ブリック(株)及び(株)ミヤガワ東京を連結子会社化し、連結の範囲に含めております。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)ひかり工芸 (注3、6)	岐阜県 多治見市	9,000	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
(株)ケイズクラフト (注3、6)	岐阜県 多治見市	3,000	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
(株)ストーンフリー (注3)	岐阜県 多治見市	200	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
(株)セラミックワン (注3、6)	横浜市 戸塚区	10,000	タイル・石材建築工事業	100.0	経営指導
スマート・ブリック(株) (注3、5、6)	東京都 大田区	15,000	タイル・石材建築工事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
(株)CFノベルストーン (注3、4、6)	岐阜県 多治見市	20,000	建材卸売事業	100.0 (100.0)	役員の兼任、 経営指導
(株)ネット (注3、6)	愛知県 春日井市	10,000	電気通信工事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
(株)トライ (注3、6)	愛知県 春日井市	10,000	電気通信工事業	100.0 (100.0)	役員の兼任、 経営指導
(株)ミヤガワ東京 (注3、5、6)	東京都 中央区	20,000	その他事業 (建築写真撮影業)	75.0	役員の兼任、 経営指導

(注1)「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。

(注2) 議決権の所有割合又は被所有割合の( )内は、間接所有割合であります。

(注3) 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

(注4) 2019年10月より、(株)ノベルストーンジャパンから(株)CFノベルストーンへ社名を変更しております。

(注5) スマート・ブリック(株)は2019年9月に、(株)ミヤガワ東京は2020年2月にそれぞれ連結子会社化したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(注6) (株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)セラミックワン、スマート・ブリック(株)、(株)CFノベルストーン、(株)ネット、(株)トライ及び(株)ミヤガワ東京は特定子会社に該当しています。

(注7) (株)ひかり工芸、(株)セラミックワン、(株)CFノベルストーン、(株)ネット及び(株)トライは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の中間連結売上高に占める割合が10%を超えております。各社の2019年9月1日から2020年2月29日までの主要な損益情報等は下記の通りです。

会社名	(株)ひかり工芸	(株)セラミックワン	(株)CFノベルストーン	(株)ネット	(株)トライ
(1) 売上高 (千円)	257,873	217,380	177,609	276,207	367,390
(2) 経常利益 (千円)	8,000	29,333	13,693	13,654	29,377
(3) 当期純利益 (千円)	5,659	26,818	13,693	16,072	27,726
(4) 純資産額 (千円)	49,554	122,819	△88,175	105,208	298,417
(5) 総資産額 (千円)	334,703	704,769	163,849	399,847	398,648

#### 4【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2020年2月29日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
タイル・石材加工販売事業	16 (3)
タイル・石材建築工事業	8 (2)
建材卸売事業	8 (1)
電気通信工事業	74 (－)
その他	9 (2)
合計	115 (8)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

(注2) その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 提出会社の状況

2020年2月29日現在

従業員数(人)	9 (2)
---------	-------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

(注2) 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間（2019年9月1日から2020年2月29日）におけるわが国経済は、海外経済の減速から輸出・生産に力強さを欠くものの、企業収益は一進一退ながら高水準を維持し、また、雇用・所得環境の着実な改善に伴う個人消費の持ち直し、政府による経済財政政策と日本銀行による金融緩和政策などを背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、通商問題及び中東地域を巡る情勢に加え、新型コロナウイルスの感染拡大など、先行き不透明な状況が継続すると考えられます。

当社グループにつきましては、タイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業の主要市場である建設業界において、政府建設投資・民間建設投資ともに底堅く推移しましたが、労働者不足やコスト上昇等の要因もあり、依然として不透明な経済環境が続いております。

電気通信工事事業の主要市場である情報通信関連においては、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fiなどのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備が進んでおります。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は1,369,900千円（前年同期比50.5%増）、営業利益は61,475千円（同55.6%増）、経常利益は62,835千円（同77.8%増）、特別利益として保険積立金解約益22,606千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する中間純利益は57,814千円（同197.8%増）となりました。

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「タイル・石材建築工事事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事事業」など、それぞれ業界が異なる事業を行う多角化経営を志向しております。当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築・強化してまいります。

セグメント別の業績は次の通りです。

##### (タイル・石材加工販売事業)

売上高は322,537千円（前年同期比12.3%増）、セグメント利益は25,185千円（同409.6%増）となりました。当社グループ全体でのシナジー効果の発現や有力得意先の新規開拓等により受注が好調に推移し、新工場稼働に伴う生産力・生産効率の向上も相まって増収増益となっております。

##### (タイル・石材建築工事事業)

受注が堅調に推移し、売上高は248,992千円、セグメント利益は21,961千円となりました。なお、当該セグメントは前中間連結会計期間末より開始したため、前年同期との比較分析は行っておりません。

##### (建材卸売事業)

売上高は154,772千円（前年同期比44.9%増）、セグメント利益は7,962千円（同110.3%増）となりました。積極的な販売施策、コスト削減等により、増収増益となっております。

##### (電気通信工事事業)

売上高は643,598千円（前年同期比26.0%増）、セグメント利益は18,863千円（前年同期はセグメント損失32千円）となりました。5G対応の需要増加等により受注が好調に推移したこと、前中間連結会計期間において新設拠点の開設・運営費用が増加していたこと等により、増収増益となっております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は309,614千円で、前連結会計年度末に比べ6,101千円減少しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は13,255千円（前年同期は36,840千円の使用）となりました。主な減少要因はたな卸資産の増加額270,897千円、売上債権の増加額72,227千円、主な増加要因は未成工事受入金の増加額

239,607千円、仕入債務の増加額73,331千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は26,042千円(前年同期は176,344千円の使用)となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出41,595千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は33,196千円(前年同期は298,602千円の獲得)となりました。主な増加要因は社債の発行による収入50,000千円、長期借入れによる収入46,000千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出79,463千円であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	216,195	115.8
タイル・石材建築工事業 (千円)	304,913	—
電気通信工事業 (千円)	524,451	129.5
合計 (千円)	1,045,561	176.7

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 建材卸売事業及びその他事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(注3) タイル・石材建築工事業は前中間連結会計年度末より開始したため、前年同期との比較分析は行っておりません。

### (2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間末 (2020年2月29日)	前年 同期比 (%)
建材卸売事業 (千円)	153,346	145.5	18,946	108.2
合計 (千円)	153,346	145.5	18,946	108.2

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) タイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事業、電気通信工事業及びその他事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	322,537	112.3
タイル・石材建築工事業 (千円)	248,992	—
建材卸売事業 (千円)	154,772	144.9
電気通信工事業 (千円)	643,598	126.0
合計 (千円)	1,369,900	150.5

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) タイル・石材建築工事事業は前中間連結会計期間末より開始したため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(注3) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 2月 28日)		当中間連結会計期間 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 2月 29日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
(株)シーテック	167,217	18.4	146,929	10.7
(株)アベルコ	99,455	10.9	104,914	7.7

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年10月30日以降、当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事象として、以下(1)に記載いたします。また、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下(2)に記載いたします。

なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

#### (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

##### ①景気動向の影響について

当社グループの事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすくなっており、現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第によっては、これらの動向が変動し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### ②原材料等の価格変動について

タイル・石材加工販売事業の製造過程及びタイル・石材建築工事事業の建築工程において使用されるエネルギーや、タイル・石材の原材料となる顔料(釉薬など)や原料(セラミック材など)などの価格変動について、現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響により価格が高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### ③外国人技能実習生の雇用について

タイル・石材加工販売事業の従業員のうち、当中間連結会計期間末現在で約半数強が外国人の技能実習生となっております。現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、必要な人員を確保できなくなった場合には、一時的に人材不足となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### ④輸入商品の確保と為替変動リスクについて

建材卸売事業において、海外(アジア圏及びEU圏)からタイルなどの商品を輸入しております。原則として外貨建取引を行っておりますが、為替の状況によっては、仕入価格・販売価格に影響があり、また、これらの価格変動に起因して販売数量等が変動することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点で顕在化している問題はありませんが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外における生産能力の低下や、仕入価格の高騰などにより、必要とする輸入量を確保できなくなる可能性があります。



ります。

## (2) J-Adviserとの契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2015年2月1日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

### (J-Adviser契約解除に関する条項)

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

#### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合

とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとき乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとき乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないときと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合  
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいとき乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとき乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）  
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入  
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行する

ものとして取り扱う。)

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項)

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

## 5【経営上の重要な契約等】

(株ミヤガワ東京の設立及び連結子会社化について)

当社は、2020年1月22日開催の取締役会決議に基づき、2020年2月19日付で(株)ミヤガワ東京を設立し、連結子会社化いたしました。

### 1. 子会社設立の理由

グループビジョンである「多角化経営」構想の実現に向け、プロフォート事業等を営む(株)ミヤガワの代表取締役宮川保夫氏との共同出資により設立いたしました。当社グループが展開するタイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業に加えて、建築写真撮影サービスを提供することにより、建築関連事業のラインナップの充実を図り、当社グループの収益力及び競争力の強化に寄与するものと判断しております。

### 2. 設立する子会社の概要

- (1) 名称：(株)ミヤガワ東京
- (2) 所在地：東京都中央区八丁堀二丁目8番2号 八丁堀共同ビル3F
- (3) 代表者：代表取締役中島禎子
- (4) 事業内容：プロフォート（建築写真撮影）等の建築施工業に付帯するサービス
- (5) 資本金：20,000千円
- (6) 設立年月日：2020年2月19日
- (7) 資本構成：当社75%、宮川保夫25%

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,306,365千円で、前連結会計年度末に比べ363,916千円増加しております。未成工事支出金の増加252,580千円、完成工事未収入金の増加47,304千円が主な変動要因であります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は643,117千円で、前連結会計年度末に比べ47,354千円増加しております。建設仮勘定の増加33,040千円が主な変動要因であります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は1,021,945千円で、前連結会計年度末に比べ325,636千円増加しております。未成工事受入金の増加239,607千円、工事未払金の増加78,501千円、短期借入金金の増加30,000千円が主な変動要因であります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は705,018千円で、前連結会計年度末に比べ20,538千円増加しております。社債の増加43,000千円が主な変動要因であります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は222,517千円で、前連結会計年度末に比べ65,095千円増加しております。親会社株主に帰属する中間純利益の計上57,814千円が主な変動要因であります。

### (3) 経営成績の分析

#### (売上高)

当中間連結会計期間における売上高は1,369,900千円（前年同期比50.5%増加）となりました。タイル・石材建築工事業が前中間連結会計期間末より開始したことに加え、グループ全体で受注が好調に推移し、タイル・石材加工販売事業、建材卸売事業及び電気通信工事業の各セグメントにおいて前年同期比で増収となっております。

#### (売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は409,958千円（前年同期比56.0%増加）となりました。タイル・石材建築工事業を前中間連結会計期間末より開始したことに加え、タイル・石材加工販売事業において新工場稼働に伴って生産力・生産効率が向上したこと等により、前年同期比で増益となっております。

#### (販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は348,482千円（前年同期比37.5%増加）となりました。売上高販管費率は25.4%と前年同期比の27.8%より改善しております。これは主に、前中間連結会計期間において、電気通信工事業の新設拠点の開設・運営費用が増加していたこと等によるものです。

#### (営業利益)

売上総利益の増加及び売上高販管費率の低下により、当中間連結会計期間における営業利益は61,475千円（前年同期比555.6%増加）となりました。

#### (経常利益)

営業利益の増加、支払利息の減少等により、当中間連結会計期間における経常利益は62,835千円（前年同



期比775.8%増加) となりました。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は85,441千円(前年同期比159.7%増加)、親会社株主に帰属する中間純利益は57,814千円(前年同期比197.8%増加) となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2020年2月29日)	公表日現在発行数(株) (2020年5月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,119,600	839,700	279,900	279,900	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	1,119,600	839,700	279,900	279,900	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

##### 第1回新株予約権（2015年8月10日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2020年2月29日)	公表日の前月末現在 (2020年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,769(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,900(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第	

	<p>199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に</p>	同左

	<p>おける増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

### 第3回新株予約権（2015年12月30日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2020年2月29日)	公表日の前月末現在 (2020年4月30日)
新株予約権の数(個)	250(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	<p>同左</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	<p>同左</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p>	<p>同左</p>

	<p>組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間          行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項          「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限          譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件          上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件          「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。



第4回新株予約権（2016年11月29日定時株主総会決議、2017年3月14日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2020年2月29日)	公表日の前月末現在 (2020年4月30日)
新株予約権の数(個)	200(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400(注4) 資本組入額 1,200(注4)	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会	同左

	<p>社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

#### 第6回新株予約権（2019年11月26日定時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2020年2月29日)	公表日の前月末現在 (2020年4月30日)
新株予約権の数(個)	193(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,300(注1、注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年11月27日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400 資本組入額 1,200	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 (e) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。 (f) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著	同左

	<p>しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(g) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(h) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(11) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(12) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(13) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(14) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(15) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(16) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(17) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p>	同左

	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(18) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(19) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(20) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年9月1日～ 2020年2月29日	—	279,900	—	40,000	—	181,331

## (6) 【大株主の状況】

2020年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
倉地 朝子	岐阜県多治見市	77,300	27.62
倉地 太	岐阜県多治見市	44,600	15.93
石原 真理子	岐阜県多治見市	23,400	8.36
名古屋中小企業投資育成(株)	愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30	19,200	6.86
倉地 猛	岐阜県多治見市	17,900	6.40
倉地 晴幸	岐阜県多治見市	15,000	5.36
加藤 勝	岐阜県多治見市	7,000	2.50
石原 千雅	岐阜県多治見市	6,200	2.22
(株)紀伊大理石	横浜市泉区上飯田町4584-2	4,200	1.50
(株)オルスタンダード	東京都武蔵野市桜提2-7-25	4,000	1.43
亀井 宏明	岐阜県多治見市	4,000	1.43
計	—	222,800	79.60

(注) 上記の他、自己株式が19,200株 (6.86%) あります。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 260,700	2,607	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	279,900	—	—
総株主の議決権	—	2,607	—

## ②【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株ひかりホールデ ィングス	岐阜県多治見市笠原 町1223-14	19,200	—	19,200	6.86
計	—	19,200	—	19,200	6.86

## 2【株価の推移】

月別	2019年9月	10月	11月	12月	2020年1月	2月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2019年9月から2020年2月までにおいては売買実績がありません。

## 3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表日以降、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2019年9月1日から2020年2月29日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。



# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当中間連結会計期間 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	427,918	416,366
受取手形及び売掛金	94,823	128,325
電子記録債権	20,062	22,353
完成工事未収入金	148,773	196,078
商品及び製品	77,836	97,909
未成工事支出金	115,840	368,420
原材料及び貯蔵品	3,246	4,751
前渡金	19,437	14,494
未収還付法人税等	455	23,461
その他	34,848	35,247
貸倒引当金	△794	△1,043
流動資産合計	942,448	1,306,365
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 45,009	※2 45,155
機械装置及び運搬具（純額）	51,185	46,493
工具、器具及び備品（純額）	3,152	2,359
土地	※2 45,140	※2 45,140
リース資産（純額）	99,281	98,769
建設仮勘定	—	33,040
有形固定資産合計	※1 243,768	※1 270,958
無形固定資産		
のれん	181,513	187,896
その他	824	705
無形固定資産合計	182,338	188,602
投資その他の資産		
投資有価証券	28,514	25,610
保険積立金	78,188	93,509
差入保証金	45,927	46,047
繰延税金資産	10,155	11,027
その他	9,949	10,291
貸倒引当金	△3,080	△2,930
投資その他の資産合計	169,655	183,556
固定資産合計	595,762	643,117
資産合計	1,538,211	1,949,482

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当中間連結会計期間 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	30,407	27,778
工事未払金	78,979	157,481
短期借入金	130,000	160,000
1年内償還予定の社債	—	7,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 147,489	※2 138,027
リース債務	17,841	18,726
未払金	80,499	77,495
未払費用	55,831	47,120
未払法人税等	39,511	29,172
未払消費税等	29,797	32,503
未成工事受入金	41,214	280,822
前受金	20,372	18,946
賞与引当金	10,215	14,547
その他	14,148	12,323
流動負債合計	696,309	1,021,945
固定負債		
社債	—	43,000
長期借入金	※2 419,258	※2 401,202
リース債務	83,745	82,853
長期未払金	31,476	27,963
役員退職慰労引当金	150,000	150,000
固定負債合計	684,480	705,018
負債合計	1,380,789	1,726,964
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
資本剰余金	181,331	181,331
利益剰余金	△38,604	19,210
自己株式	△28,925	△28,925
株主資本合計	153,802	211,616
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	262	△2,456
その他の包括利益累計額合計	262	△2,456
新株予約権	937	937
非支配株主持分	2,420	12,420
純資産合計	157,422	222,517
負債純資産合計	1,538,211	1,949,482

## ②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)		当中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)	
売上高		909,956		1,369,900
売上原価	※1	647,209	※1	959,942
売上総利益		262,747		409,958
販売費及び一般管理費				
給料及び賞与		36,248		69,324
役員報酬		41,280		65,460
賞与引当金繰入額		1,360		998
退職給付費用		3,089		292
法定福利費		12,891		15,888
運送費及び保管費		11,290		17,318
賃借料		23,529		30,251
保険料		11,645		10,169
旅費交通費		14,444		16,877
減価償却費		2,711		6,396
のれん償却額		—		10,392
貸倒引当金繰入額		296		140
その他		94,584		104,972
販売費及び一般管理費合計		253,370		348,482
営業利益		9,377		61,475
営業外収益				
受取利息		1		24
受取配当金		—		114
その他		6,095		9,243
営業外収益合計		6,096		9,382
営業外費用				
支払利息		7,374		6,968
その他		924		1,055
営業外費用合計		8,299		8,023
経常利益		7,174		62,835
特別利益				
固定資産売却益	※2	240		—
保険積立金解約益		25,479		22,606
特別利益合計		25,720		22,606
税金等調整前中間純利益		32,894		85,441
法人税、住民税及び事業税		12,436		29,121
法人税等還付税額		—		△2,260
法人税等調整額		1,045		546
法人税等合計		13,482		27,407
中間純利益		19,412		58,034
非支配株主に帰属する中間純利益		—		220
親会社株主に帰属する中間純利益		19,412		57,814

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)
中間純利益	19,412	58,034
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△2,456
その他の包括利益合計	—	△2,456
中間包括利益	19,412	55,577
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	19,412	55,357
非支配株主に係る中間包括利益	—	220

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					新株 予約権	非支配株 主持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
当期首残高	40,000	181,331	△61,036	△28,925	131,370	937	2,420	134,727
当中間期変動額								
親会社株主に帰属 する中間純利益			19,412		19,412			19,412
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	19,412	—	19,412	—	—	19,412
当中間期末残高	40,000	181,331	△41,623	△28,925	150,782	937	2,420	154,140

当中間連結会計期間（自 2019年9月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	40,000	181,331	△38,604	△28,925	153,802	262	262	937	2,420	157,422
当中間期変動額										
親会社株主に帰属 する中間純利益			57,814		57,814					57,814
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—	△2,718	△2,718	—	10,000	7,281
当中間期変動額合計	—	—	57,814	—	57,814	△2,718	△2,718	—	10,000	65,095
当中間期末残高	40,000	181,331	19,210	△28,925	211,616	△2,456	△2,456	937	12,420	222,517

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	32,894	85,441
減価償却費	17,831	25,068
のれん償却額	—	10,392
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△216	△9
賞与引当金の増減額 (△は減少)	7,323	4,331
受取利息及び受取配当金	△1	△139
支払利息	7,374	6,968
保険積立金解約益	△25,479	△22,606
売上債権の増減額 (△は増加)	△46,558	△72,227
たな卸資産の増減額 (△は増加)	979	△270,897
仕入債務の増減額 (△は減少)	20,518	73,331
未払金の増減額 (△は減少)	△32,100	△26,877
未払費用の増減額 (△は減少)	△3,840	△10,224
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△3,616	1,718
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	—	239,607
その他	2,009	△13,053
小計	△22,880	30,824
利息及び配当金の受取額	1	139
利息の支払額	△6,820	△6,968
法人税等の支払額	△9,113	△39,511
法人税等の還付額	1,973	2,260
営業活動によるキャッシュ・フロー	△36,840	△13,255
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,713	△41,595
保険積立金の積立による支出	△3,737	△6,836
保険積立金の解約による収入	25,479	25,865
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△186,028	△7,750
その他	655	4,273
投資活動によるキャッシュ・フロー	△176,344	△26,042
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	110,000	30,000
長期借入れによる収入	266,000	46,000
長期借入金の返済による支出	△71,547	△79,463
社債の発行による収入	—	50,000
リース債務の返済による支出	△5,850	△9,363
その他	—	△3,976
財務活動によるキャッシュ・フロー	298,602	33,196
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	△3	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	85,413	△6,101
現金及び現金同等物の期首残高	364,027	315,716
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 449,440	※1 309,614

## 【注記事項】

### (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

連結子会社名：(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、(株)CFノベルストーン、(株)ネット、(株)トライ、(株)ストーンフリー、(株)セラミックワン、スマート・ブリック(株)、(株)ミヤガワ東京

なお、スマート・ブリック(株)は2019年9月に、(株)ミヤガワ東京は2020年2月にそれぞれ連結子会社化したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

#### 2. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日（2月29日）と一致しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

###### (イ) その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの：主として移動平均法による原価法によっております。

###### ②たな卸資産

###### (イ) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

###### (ロ) 製品、未成工事支出金、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

###### (ハ) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 12～24年

機械装置及び運搬具 6～12年

工具、器具及び備品 4～6年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間分に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準：当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生時以降10年間の均等償却で行っております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

**(表示方法の変更)**

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において独立掲記していた投資その他の資産の「従業員に対する長期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において投資その他の資産の「従業員に対する長期貸付金」に表示していた2,990千円を投資その他の資産の「その他」として組み替えております。



(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当中間連結会計期間 (2020年2月29日)
有形固定資産の減価償却累計額	197,977千円	210,245千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当中間連結会計期間 (2020年2月29日)
建物及び構築物 (純額)	10,261千円	9,783千円
土地	38,240	38,240
関係会社株式 (連結消去前金額)	300,000	300,000
合計	348,501	348,023

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当中間連結会計期間 (2020年2月29日)
1年内返済予定の長期借入金	26,432千円	28,272千円
長期借入金	185,488	171,352
合計	211,920	199,624

3 受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当中間連結会計期間 (2020年2月29日)
受取手形割引高	53,335千円	62,024千円
受取手形裏書譲渡高	3,704	49,519
電子記録債権裏書譲渡高	36,727	22,071

(中間連結損益計算書関係)

※1 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下の通り棚卸資産評価損が含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)
棚卸資産評価損	2,909千円	1,167千円

※2 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)
機械装置及び運搬具	240千円	一千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	279,900	—	—	279,900
合計	279,900	—	—	279,900
自己株式				
普通株式	19,200	—	—	19,200
合計	19,200	—	—	19,200

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	合計	—	176,900	—	—	176,900	937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	279,900	—	—	279,900
合計	279,900	—	—	279,900
自己株式				
普通株式	19,200	—	—	19,200
合計	19,200	—	—	19,200

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	合計	—	176,900	—	—	176,900	937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2020年2月29日)
現金及び預金勘定	455,002千円	416,366千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△5,562	△106,752
現金及び現金同等物	449,440	309,614

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として、「機械装置及び運搬具」であります。

② 無形固定資産

主として、「ソフトウェア」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（注2）をご参照ください。）

前連結会計年度（2019年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	427,918	427,918	—
(2) 受取手形及び売掛金	94,823	94,823	—
(3) 電子記録債権	20,062	20,062	—
(4) 完成工事未収入金	148,773	148,773	—
(5) 未収還付法人税等	455	455	—
(6) 投資有価証券	28,514	28,514	—
資産計	720,548	720,548	—
(1) 買掛金	30,407	30,407	—
(2) 工事未払金	78,979	78,979	—
(3) 短期借入金	130,000	130,000	—
(4) 未払金	71,886	71,886	—
(5) 未払費用	55,831	55,831	—
(6) 未払法人税等	39,511	39,511	—
(7) 未払消費税等	29,797	29,797	—
(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	566,747	566,746	△0
(10) リース債務（1年内返済予定を含む）	101,587	90,970	△10,616
(11) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	40,089	37,269	△2,820
負債計	1,144,838	1,131,400	△13,437

当中間連結会計期間（2020年2月29日）

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	416,366	416,366	—
(2) 受取手形及び売掛金	128,325	128,325	—
(3) 電子記録債権	22,353	22,353	—
(4) 完成工事未収入金	196,078	196,078	—
(5) 未収還付法人税等	23,461	23,461	—
(6) 投資有価証券	25,610	25,610	—
資産計	812,194	812,194	—
(1) 買掛金	27,778	27,778	—
(2) 工事未払金	157,481	157,481	—
(3) 短期借入金	160,000	160,000	—
(4) 未払金	70,009	70,009	—
(5) 未払費用	47,120	47,120	—
(6) 未払法人税等	29,172	29,172	—
(7) 未払消費税等	32,503	32,503	—
(8) 社債（1年内償還予定を含む）	50,000	49,999	△0
(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	539,229	538,677	△551
(10) リース債務（1年内返済予定を含む）	101,580	101,451	△128
(11) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	35,449	33,133	△2,316
負債計	1,250,324	1,247,328	△2,996

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金、(5) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債（1年内償還予定を含む）、(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）、(10) リース債務（1年内返済予定を含む）、(11) 長期未払金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を新規に同様の社債発行、借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当中間連結会計期間 (2020年2月29日)
差入保証金	45,927千円	46,047千円

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 その他 2名	当社取締役 5名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 2名 子会社取締役 3名 子会社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 176,900株	普通株式 25,000株	普通株式 20,000株	普通株式 19,300株
付与日	2015年9月1日	2015年12月30日	2017年4月16日	2019年11月26日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りです。	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	自 2021年11月27日 至 2027年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	19,300
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	19,300
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	176,900	25,000	20,000	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	176,900	25,000	20,000	—

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(円)	368	368	2,400	2,400
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考にしております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

## (企業結合等関係)

### (取得による企業結合)

当社は、2019年9月2日開催の取締役会決議に基づき、2019年9月12日付でスマート・ブリック(株)の発行済株式100.0%を取得いたしました。

#### 1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及び事業内容：(名称) スマート・ブリック(株)、(事業内容) レンガ工事業等
  - (2) 企業結合を行った主な理由：  
スマート・ブリック(株)は創業以来、レンガ工事業を営んでおり、一般個人住宅等の施工業務を中心にっております。当社グループのタイル・石材加工販売事業及び建材卸売事業との親和性が高く、同社の高い技術力と当社グループの企画・設計力の相乗効果を発揮し、相互の収益力及び競争力の強化に寄与するものと判断しております。経営資源の最適化を図り、当該領域の事業拡大及び収益性の改善を促進してまいります。
  - (3) 企業結合日：2019年9月1日(みなし取得日)
  - (4) 企業結合の法的形式：現金を対価とする株式の取得
  - (5) 企業結合後の名称：結合後の企業の名称に変更はありません。
  - (6) 取得した議決権比率：100.0%
  - (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠：  
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。
- #### 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- 当事者間の合意により非開示とさせていただきます。
- #### 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額
- デューデリジェンス費用等 7,000千円
- #### 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん：16,775千円
  - (2) 発生原因：  
取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。
  - (3) 償却方法及び償却期間：10年にわたる均等償却
- #### 5. 企業結合により受け入れた資産及び引き受けた負債
- 流動資産：16,615千円、固定資産：13,341千円、資産合計：29,957千円  
流動負債：30,787千円、固定負債：5,945千円、負債合計：36,732千円
- #### 6. 当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
- 2019年9月1日から2020年2月29日まで
- #### 7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
- みなし取得日が当連結会計年度の開始日(2019年9月1日)であるため、影響はありません。

## (資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する貸借期間が明確でなく、現時点において退去等も予定されていないことから資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「タイル・石材建築工事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事業」の4つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
タイル・石材加工販売事業	タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売
タイル・石材建築工事業	タイル・石材を中心とした建築工事・施工
建材卸売事業	エクステリア関連商材の輸入仕入販売等
電気通信工事業	電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益の数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	中間連結 財務諸表 計上額 (注3)
	タイル・ 石材加工 販売事業	タイル・ 石材建築 工事業	建材卸売 事業	電気通信 工事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	287,248	—	106,827	510,880	904,956	5,000	909,956	—	909,956
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,455	—	22,096	—	31,551	—	31,551	△31,551	—
計	296,703	—	128,923	510,880	936,508	5,000	941,508	△31,551	909,956
セグメント利益又は損失(△) (注3)	4,941	—	3,786	△32	8,696	△829	7,866	1,510	9,377
セグメント資産	385,434	658,322	139,678	755,033	1,938,469	642,967	2,581,437	△948,702	1,632,734
セグメント負債	353,186	358,322	234,588	385,728	1,331,826	460,124	1,791,951	△313,356	1,478,594
その他の項目									
減価償却額	9,233	—	17	8,482	17,733	98	17,831	—	17,831

(注1) その他の区分は、主に全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2019年9月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	中間連結 財務諸表 計上額 (注3)
	タイル・ 石材加工 販売事業	タイル・ 石材建築 工事業	建材卸売 事業	電気通信 工事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	322,537	248,992	154,772	643,598	1,369,900	—	1,369,900	—	1,369,900
セグメント間の内部売上高 又は振替高	21,810	—	22,837	—	44,648	—	44,648	△44,648	—
計	344,348	248,992	177,609	643,598	1,414,548	—	1,414,548	△44,648	1,369,900
セグメント利益 (注3)	25,185	21,961	7,962	18,863	73,973	—	73,973	△12,497	61,475
セグメント資産	383,796	736,662	163,849	798,495	2,082,804	810,951	2,893,756	△944,273	1,949,482
セグメント負債	323,465	604,105	252,025	394,869	1,574,466	582,623	2,157,089	△430,124	1,726,964
その他の項目									
減価償却額	12,058	2,949	421	8,647	24,077	990	25,068	—	25,068

(注1) その他の区分は、主に全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

#### 【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)シーテック	167,217	電気通信工事業
(株)アベルコ	99,455	タイル・石材加工販売事業、建材卸売事業

当中間連結会計期間（自 2019年9月1日 至 2020年2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)シーテック	146,929	電気通信工事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	タイル・石材 建築工事業	建材卸売事業	電気通信工事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	—	—	—	—	—	—	—
当中間期末残高	—	191,067	—	—	—	—	191,067

当中間連結会計期間（自 2019年9月1日 至 2020年2月29日）

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	タイル・石材 建築工事業	建材卸売事業	電気通信工事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	—	10,392	—	—	—	—	10,392
当中間期末残高	—	187,896	—	—	—	—	187,896

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

### (1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は次の通りです。

	前連結会計年度 (2019年 8 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2020年 2 月 29 日)
1 株当たり純資産額	590.97円	802.30円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	157,422	222,517
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,357	13,357
うち新株予約権 (千円)	(937)	(937)
うち非支配株主持分 (千円)	(2,420)	(12,420)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	154,064	209,160
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	260,700	260,700

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2018年 9 月 1 日 至 2019年 2 月 28 日)	当中間連結会計期間 (自 2019年 9 月 1 日 至 2020年 2 月 29 日)
1 株当たり中間純利益	74.46円	221.77円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	19,412	57,814
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	19,412	57,814
普通株式の期中平均株式数 (株)	260,700	260,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## (重要な後発事象)

### (子会社による事業譲受)

当社連結子会社である(株)ミヤガワ東京は、2020年3月30日開催の取締役会決議に基づき、(株)ミヤガワより東京プロフォート事業部の建築写真事業を譲り受けいたしました。

#### 1. 企業結合の概要

(1) 相手先企業の名称及び事業の内容：(名称) (株)ミヤガワ (事業内容) 建築写真事業

(2) 企業結合を行った主な理由：

当社グループが展開するタイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業に加えて、建築写真撮影サービスを提供することにより、建築関連事業のラインナップの充実を図り、当社グループの収益力及び競争力の強化に寄与するものと判断しております。

(3) 企業結合日：2020年3月30日

(4) 企業結合の法的形式：現金を対価とする事業譲受

(5) 企業結合後の名称：当社の連結子会社である(株)ミヤガワ東京を事業取得企業としております。

#### 2. 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

#### 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点で算定中であります。

#### 4. 発生したのれんの金額、発生要因、償却の方法及び償却期間

現時点で算定中であります。

#### 5. 企業結合により受け入れた資産及び引き受けた負債

現時点で算定中であります。

### (多額な資金の借入)

当社は、上記の通り、当社連結子会社である(株)ミヤガワ東京が(株)ミヤガワより建築写真事業を譲り受けるための資金を調達する目的で、以下の通り、借入を行うことを決議しております。

取締役会決議日	2020年3月25日
(1) 借入先	(株)みずほ銀行
(2) 借入金額	50,000千円
(3) 借入利率	市場金利等を勘案し決定しております。
(4) 借入実行日	2020年3月25日
(5) 借入期間	5年間
(6) 資金使途	事業譲受費用
(7) 担保提供資産	なし

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。



## 独立監査人の中間監査報告書

2020年5月28日

株式会社ひかりホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 コスモス

代表社員 公認会計士 新開 智之 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 ㊞

業務執行社員 公認会計士 犬飼 宗次 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひかりホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2019年9月1日から2020年2月29日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ひかりホールディングス及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2019年9月1日から2020年2月29日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。